

監査報告書

令和3年5月26日

学校法人 華陽学園

理事会 御中

(評議員会 御中)

学校法人 華陽学園

監事 篠田元弘



監事 後藤真一



監事 三品駿



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人華陽学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上